

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊十条駐屯地補給本部  
調達会計部業務課長 九 曜 吉 輝

次のとおり、一般競争入札を実施するので、契約条項承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項

契約実施計画番号	61TL1G200300	調達要求番号	61T01A76019
件 名	庁舎B南棟地下照明器具及び排水配管更新		
規 格	仕様書のとおり	数 量 ・ 単 位	1 ST
履 行 場 所	十条駐屯地	履 行 期 間	令和 9 年 3 月 31 日

2 入札参加資格

次のいずれかであること

- (1) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級が A、B、C、D等級であること。
- (2) 防衛省競争参加資格の「管工事」に係る等級が A、B、C等級であること。
- (3) 防衛省競争参加資格の「内装仕上工事」に係る等級が A、B、C等級であること。
- (4) 全省庁統一資格の「役務の提供」に係る等級がA、B、C、D等級かつ、建設業法(昭和24年法律第10号)第3条に規定する「建築一式工事」、「管工事」、「内装仕上工事」のいずれかの建設業の許可を有し、同法第27条の23に基づく有効な経営事項審査を受けていること。

ただし、競争に参加する者に必要な事項は別紙による。

3 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

陸上自衛隊 補給本部 調達会計部業務課(南棟1階東側)及び陸上自衛隊補給本部IP  
<http://www.mod.go.jp/gsdf/gmcc/raising/#>

4 説明会及び入札執行の日時場所

- (1) 説明会日時場所:実施しない。
- (2) 入札日時場所: 令和 8 年 8 月 5 日 (水) 11時 00分 補給本部調達会計部入札室(北棟1階東側)

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金: 免除
- (2) 違約金: 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に不応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 履行遅延賠償: 遅延1日につき、契約金額の1/1000以上を賠償金として徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第2項に記載する競争参加資格のない者のした入札、又は、入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (3) 電話・電報・FAXでの入札
- (4) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (5) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

7 契約書の作成

50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成する。

## 8 落札の決定方法

- (1) 総価にて落札を決定する。
- (2) 予定価格の範囲以内であり、最低の価格を見積もった者を落札者とする。

## 9 入札方法

- (1) 入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」を、入札書に記載するものとする。

## 10 その他

- (1) 契約条項は、駐屯地用標準契約書(陸幕会第317号(27. 3. 5)別冊第3)、入札及び契約心得(陸幕会第317号(27. 3. 5)別冊第1)(以下「心得」という。)において示す。
- (2) 入札が代表者の代理の場合は、委任状を提出すること。
- (3) 入札参加希望者は、必ず下記担当者に入札参加する旨の一報を入れること。
- (4) 入札に参加する者は、令和8年7月24日(金)17時00分までに競争参加資格決定通知書(写)を提出すること。  
(メール若しくはFAXでの送付可)
- (5) 郵便による入札の場合は、令和8年8月4日(火)12時00分までに必着するよう郵送し、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記する。郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。なお、初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の入札については令和8年8月7日(金)11時00分とする。再度入札の入札書を郵送する場合は、8月6日(木)17時00分までに必着するよう郵送すること。(発送者は、発送者の責により到着の確認をすること。)
- (6) 同等品で入札を行う場合は、「同等品判定依頼書」を提出して官側の承認を得ること。  
(提出期限：令和8年7月17日(金)12時00分)
- (7) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先  
陸上自衛隊十条駐屯地補給本部調達会計部業務課契約班 担当：浅野(あさの)  
TEL 03-3908-5121 内線2672 FAX 03-5993-5054(直通)  
メールアドレス：sva-fir-gmcc@inet.gsdf.mod.go.jp
- (8) 仕様書及び現場に関する問い合わせ先  
陸上自衛隊十条駐屯地補給本部総務部管理課営繕班 担当：嵐口(あらしぐち)  
TEL 03-3908-5121 内線2112
- (9) 入札書の送付先

〒114-8564

東京都北区十条台1-5-70

陸上自衛隊十条駐屯地補給本部調達会計部業務課契約班 浅野 行

## 適用する条項

役務請負契約条項

談合等の不正行為に関する特約条項

暴力団排除に関する特約条項

## 1 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

## ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。

（但し、市場価格等による場合は除く）

仕 様 書		
件 名	仕様書番号	第19号
庁舎B南棟地下照明器具及び排水配管更新	作成年月日	令和 8年 6月 11日
	変更年月日	—
	作成部署等名	補給本部総務部管理課

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊十条駐屯地において実施する庁舎B南棟地下照明器具及び排水配管更新(以下、“役務”という。)について規定する。

1.2 関係法令

役務の履行にあたり、公共建築工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事、電気工事編)及び関係法令等に基づき作業を実施する。

2 所在地及び対象設備

2.1 所在地

東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地

2.2 作業場所

庁舎B南棟地下事務室、会議室、作業室、機械室、除害設備室

3 一般事項

3.1 役務に関する事項

- a) 作業の実施要領については、本仕様書に基づき実施するほか、法令等の定める作業方法を遵守し、実施すること。
- b) 作業実施に必要な電気、水等に係る費用については、必要最小限度に限り、官側の支援を受けることができる。
- c) 作業に必要な工具、計測器具等の機材及び消耗部品、雑材料、油脂類等については、契約の相手方の負担とするほか、安全管理及び危険防止に必要な資材等についても契約の相手方の負担にて用意すること。
- d) 作業実施に関して疑義が生じた場合は、官側担当者と協議し、その指示に従うものとする。
- e) 作業に関連の無い区域及び室への立入りは禁止する。
- f) 作業を実施する際は、安全管理に十分注意して行うこと。なお万一、職員及び部外者等に危害を与えた場合は、官側担当者へ速やかに連絡すると共に、契約の相手方の責任において補償を行うこと。
- g) 作業を実施する者は、業務に関して十分な経験を有した者が実施するものとする。なお、法令等の規定により、有資格者による実施が義務付けられている場合は、当該資格保有者が行うものとする。
- h) 作業を実施する際に施設及び機器等に損傷を与えた場合は、官側担当者へ速やかに連絡すると共に、契約の相手方の責任において原状に復旧するものとする。
- i) 本仕様書に規定の無い事項で、技術上当然すべき事項については、契約の相手方の責任において実施するものとする。

### 3.2 役務の範囲

- a) 作業内容は、表1～表3に示す部材を使用し、照明器具及び排水配管の更新並びに天井ボード及びタイルカーペット新設を行うものとする。また、作業をする前に事前調査を十分に行い、不備がないように実施すること。

表1-1 官給品 新設照明器具

品名	型番	数量	備考
調光ユニットパネル8PC×8	パナソニック NQE80800U	2.00台	天井内設置
調光操作器BMS-6	パナソニック NQ77006K	2.00台	既設照明スイッチ撤去5台
予備電源別置型非常照明	パナソニック NNNFE84605	6.00台	既設非常照明撤去6台
LED照明押込型	パナソニック NNLK42462J	34.00台	既設照明器具撤去29台 軽量鉄骨天井下地補強を含む。
LED照明器具用ルーバー	パナソニック FSK41259	34.00台	
ライトバー	パナソニック NEL4500HNLS9	34.00台	
LED照明ダウンライト	パナソニック NNQ35419KLD9	30.00台	既設照明ダウンライト撤去20台

表1-2 新設電気材料

メタルモール		2.50m	調光操作器用
カバープレート		1.00個	照明調光スイッチ撤去後用
調光器用ケーブル	CPEV1.2-2P	240.00m	天井転がし配線
電気配線	VVF2.0-3C	240.00m	

表2-新設排水配管

品名	数量	備考
耐火二層管 VP 100A	25.61m	既設配管撤去、天井吊り金具設置、 その他継手等を含む。
耐火二層管 VP 125A	31.60m	
耐火二層管 VP 75A	3.20m	
MDジョイント (ちゅう房排水用可とう継手)	3.00個	
掃除口 75A	2.00箇所	

表3-新設天井ボード及びタイルカーペット等

品名	数量	備考
不燃石膏ボード9.5mm ロックウール吸音化粧板9mm張り	204.00㎡	既設天井ボード撤去を含む。
点検口 450×450	3.00箇所	
タイルカーペット サンゲツ NTH-70611	34.77㎡	
柱面塗装 EP-G	7.00㎡	下地調整を含む。

- b) 本役務は、既設天井ボードに設置されている機器等が多数あるため、付図の天井器具一覧を確認し、不備がないように機器の取外し、復旧作業を行うこと。
- c) 使用する部品は、表1～3に示す部品又は同等品以上とする。また、照明器具については、官給品を使用し、取り付けるものとする。
- d) 表中記載のない部品及び材料、継手類等については、契約者側にて必要量を準備すること。

- e) 電気配線は、天井転がし配線とし、予備電源別置型非常照明の電気配線は、既設の配線を利用するものとする。また、照明器具取付けについては、必要に応じて軽量鉄骨天井下地補強を行うこと。
- f) 調光ユニットは、天井内に設置し、操作器は、メタルモール露出施工とする。また、使用しない既設のスイッチ1個所については、カバープレートを取付けるものとする。
- g) 新設排水配管は、耐火二層管 VP を使用し、各接続継手及びMD ジョイント（ちゅう房排水用可とう継手）を使用し接続するものとする。
- h) 排水配管の固定については、天井吊り金具等で固定すること。また、コンクリート貫通部は、既設の開口を利用する。
- i) 排水配管更新時に天井ボード取外し復旧が必要な箇所は、契約者の相手方にて行うものとする。
- j) 排水配管施工については、管内の流れの障害となる段差を生じないようにすること。
- k) 配管後の直管と管継手の接合部は、目地付け継手を使用した場合を除き、専用の目地処理材にて処理を行うこと。また、耐火二層配管以外の継手部分は、保温材施工を行うものとする。
- l) 1階売店床面2箇所にレントゲン撮影及びコンクリートコア抜きを行い、床上掃除口を2個新設するものとする。
- m) 排水配管施工完了後、通水試験を行い水漏れ等がないことを確認すること。
- n) 天井ボード新設については、既設の天井器具、機器の復旧を行い、点検口を3箇所新設するものとする。
- o) 会議室柱面塗装については、下地調整後、EP-G 塗装を行うものとする。
- p) 本役務施工開始前に契約者側（有資格者）にてスプリンクラー（鉄管製）の一時停止処置及び水抜きを行いすべての施工が完了したのち復旧を行うものとする。
- q) 軽度な什器移動は、契約者側にて行うものとする。
- r) 作業場所は、特別区画であるため、事前現場確認日及び作業実施日時については、14日前までに立入申請書、立入者名簿の提出を行うこと。

### 3.3 作業実施時期

作業実施時期及び完了日については、令和8年11月1日～同年11月30日（土日祝日作業を含む。）の間を基準とし、細部日時については、官側担当者との調整により実施する。

## 4 その他事項

### 4.1 提出書類

請負者は、表4に示す書類を提出するものとする。なお、細部は、官側担当者との調整により作成、提出すること。

表4—提出書類

No.	提出書類名称	部数	提出時期	備考
1	現場代理人等通知書	1部	契約後、速やかに	本役務実施に関連する資格書の写しを添付
2	勤務員の指定届	1部	契約後、速やかに	同上
3	工程表	1部	契約後、速やかに	
4	材料搬入報告書	1部	材料搬入時	
5	業務日誌	1部	作業完了後	作業実施日毎に作成
6	業務打合せ簿	1部	作業完了後	打合せの都度作成

7	発生材報告書	2部	作業完了後	発生材がある場合
8	作業写真	1部	作業完了後	
9	役務完了届	1部	作業完了後	

#### 4.2 作業記録

請負者は、本作業実施に伴い作業写真を撮影すること。撮影箇所については、各材料及び各作業の前、中、後を撮影するほか、隠蔽箇所となる部分及び官側担当者の指示する箇所を撮影する。撮影した作業写真データは、A4用紙に取り纏め、関係書類と共に官側担当者へ提出すること。

#### 4.3 業務実施に伴う廃棄処分等

本作業実施に伴い発生した発生材については、金属類については官側担当者の指定する集積場所まで運搬集積を行い、発生材調書を作成し提出すること。また、それ以外の発生材については、請負者側の責任において適法に処理を行うこと。

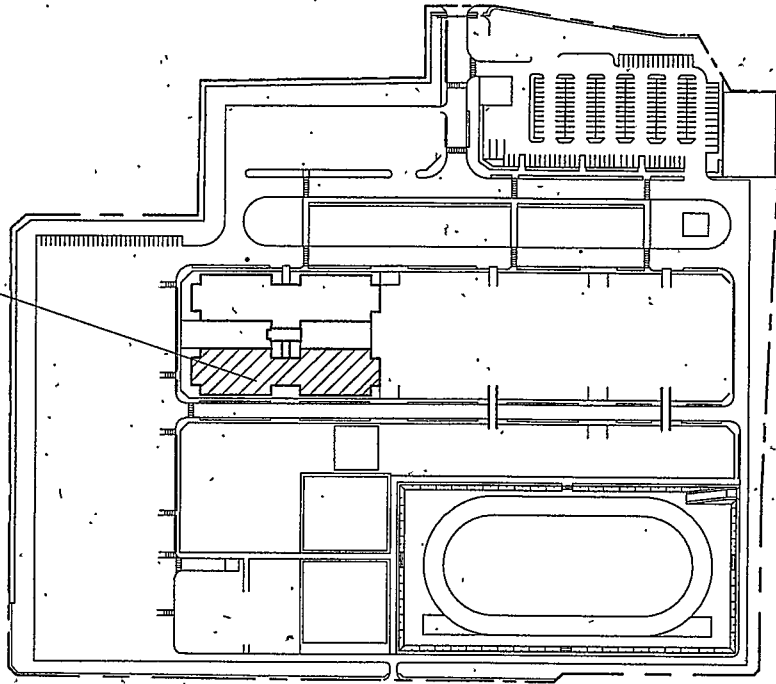
#### 4.4 完了検査

本作業実施完了後、官側検査官による報告書等の検査を受け、提出書類の整備がすべて完了していることをもって合否の判定を行うものとする。

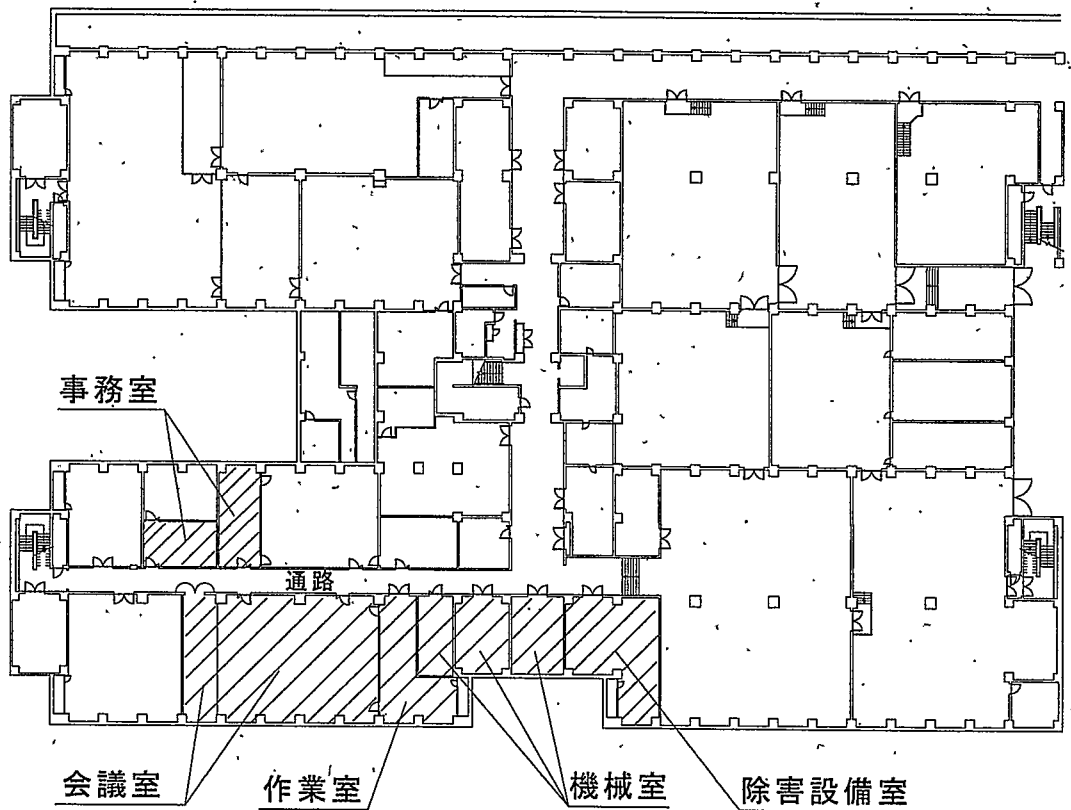
#### 4.5 保全

作業実施に伴い知り得た情報等は決して外部に漏洩してはならない。また、役務完了後も同様とする。

庁舎B南棟

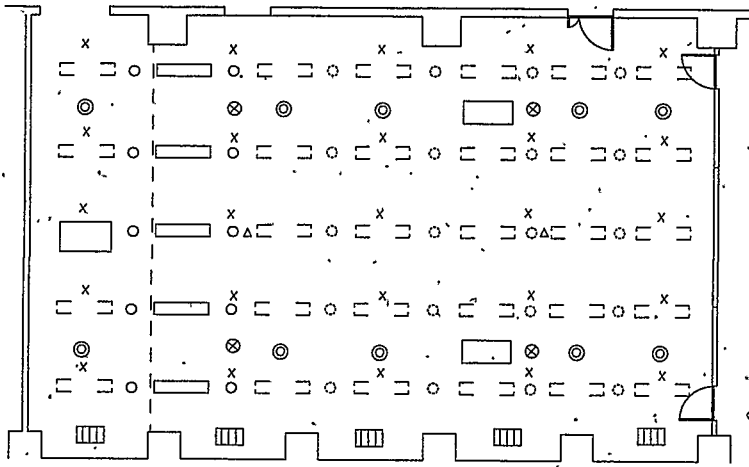


配置図 S=1/4000



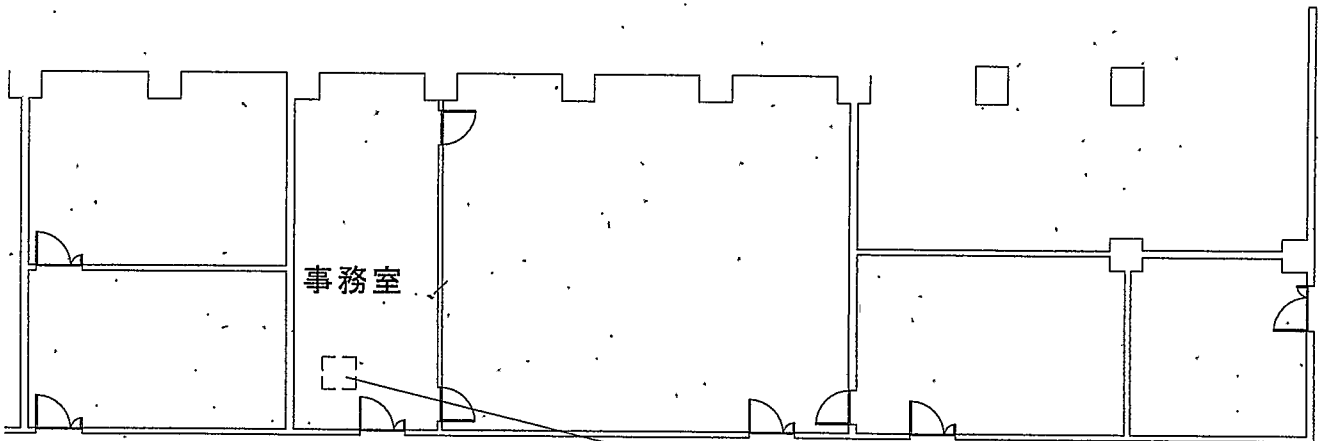
庁舎B南棟地下 平面図 S=1/700

既設天井器具一覧



□	更新照明器具
○	新設照明器具
○	更新ダウンライト
○	新設ダウンライト
◎	吸気口
⊗	埋込スピーカー
x	スプリングクラー
△	光電式スポット型感知器
▣	排気口
□	天カセ空調機

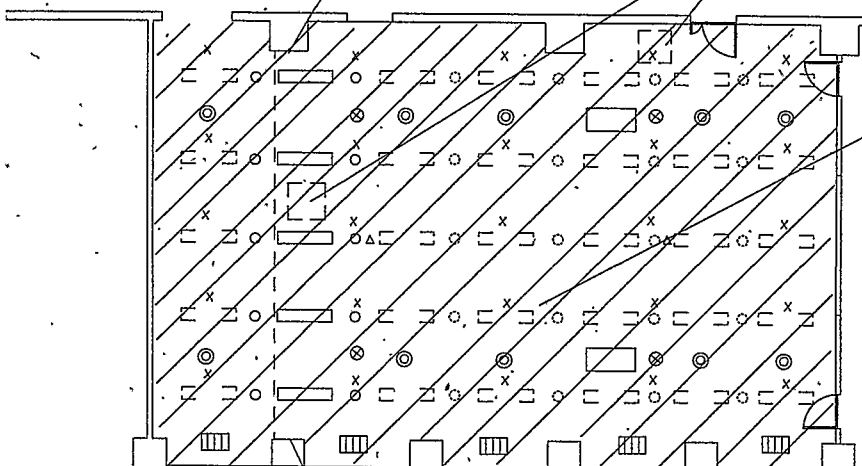
庁舎B南棟地下会議室 平面図 S=1/200



事務室

点検口 (450×450) 新設×3

柱塗装EP-G 3.5㎡  
下地調整



天井ボード撤去及び新設 204.0㎡  
不燃石膏ボード9.5mm  
ロックウール吸音化粧板9mm張り  
既設天井ボード用 軽量鉄骨使用

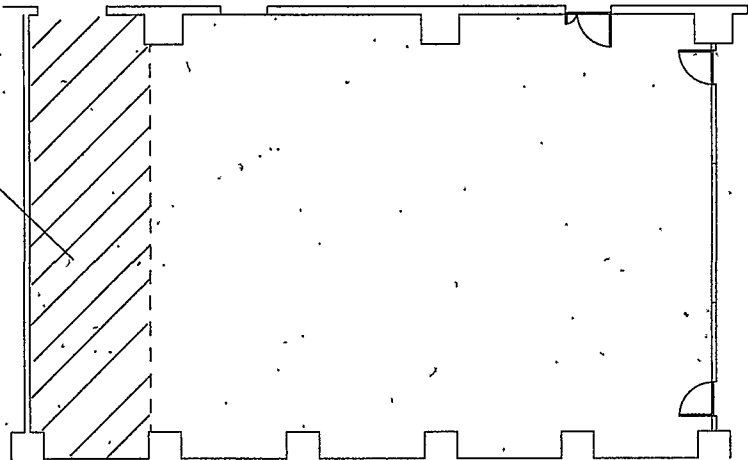
※スプリンクラー  
一時停止、水抜き及び復旧作業を含む。

天井高=FL+3500  
天井機=2000

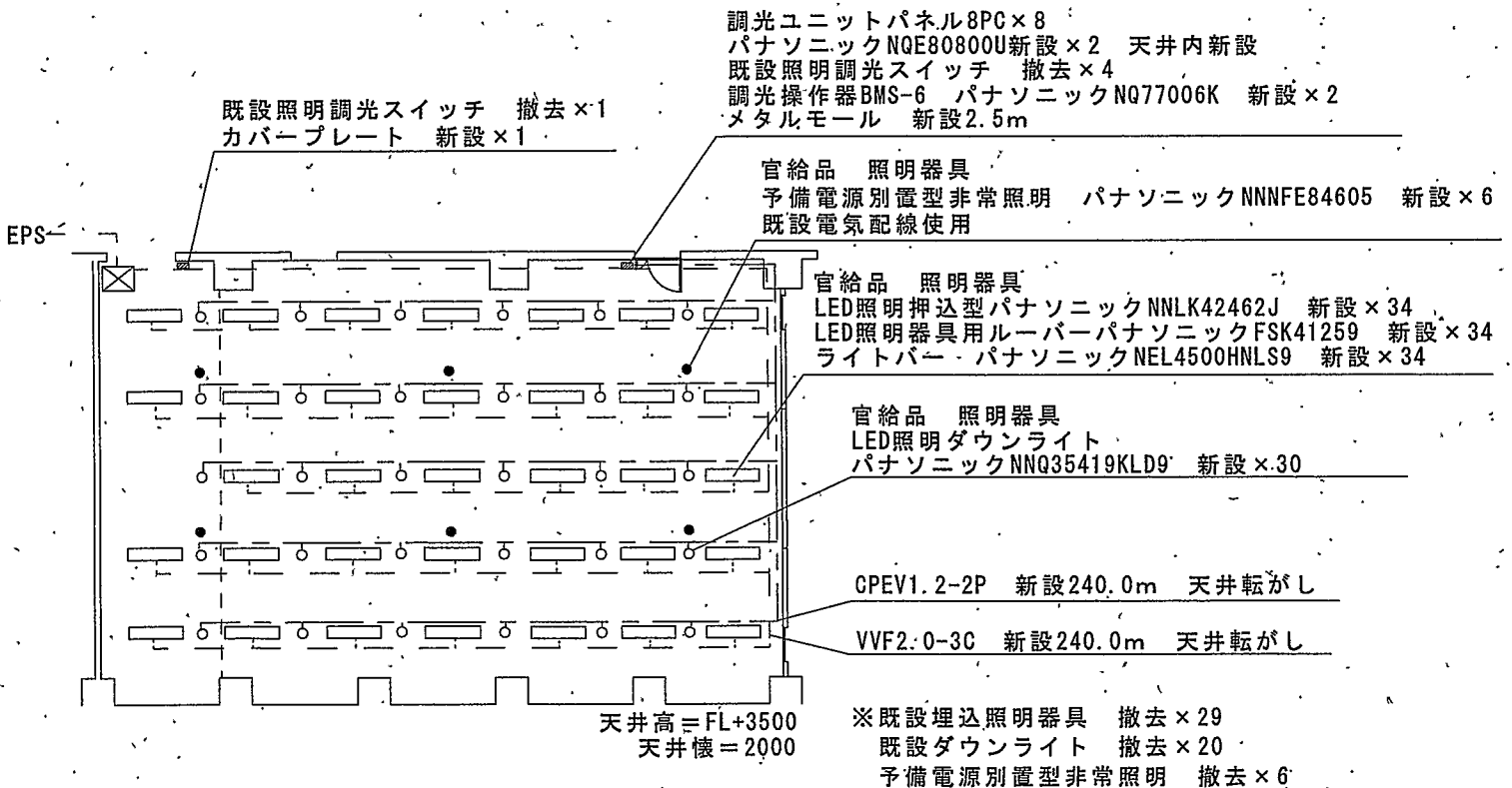
柱塗装EP-G 3.5㎡  
下地調整

庁舎B南棟地下 平面図 S=1/200

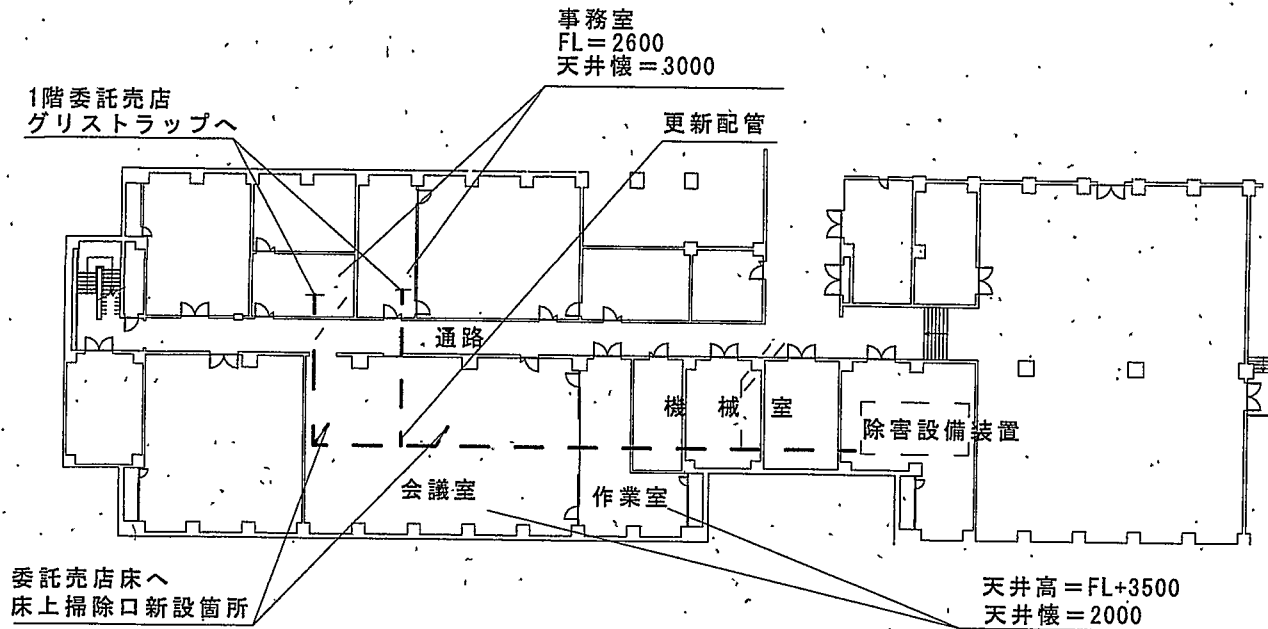
会議室左側床  
 タイルカーペット新設 34.77㎡  
 サンゲツ NTH-7061.1



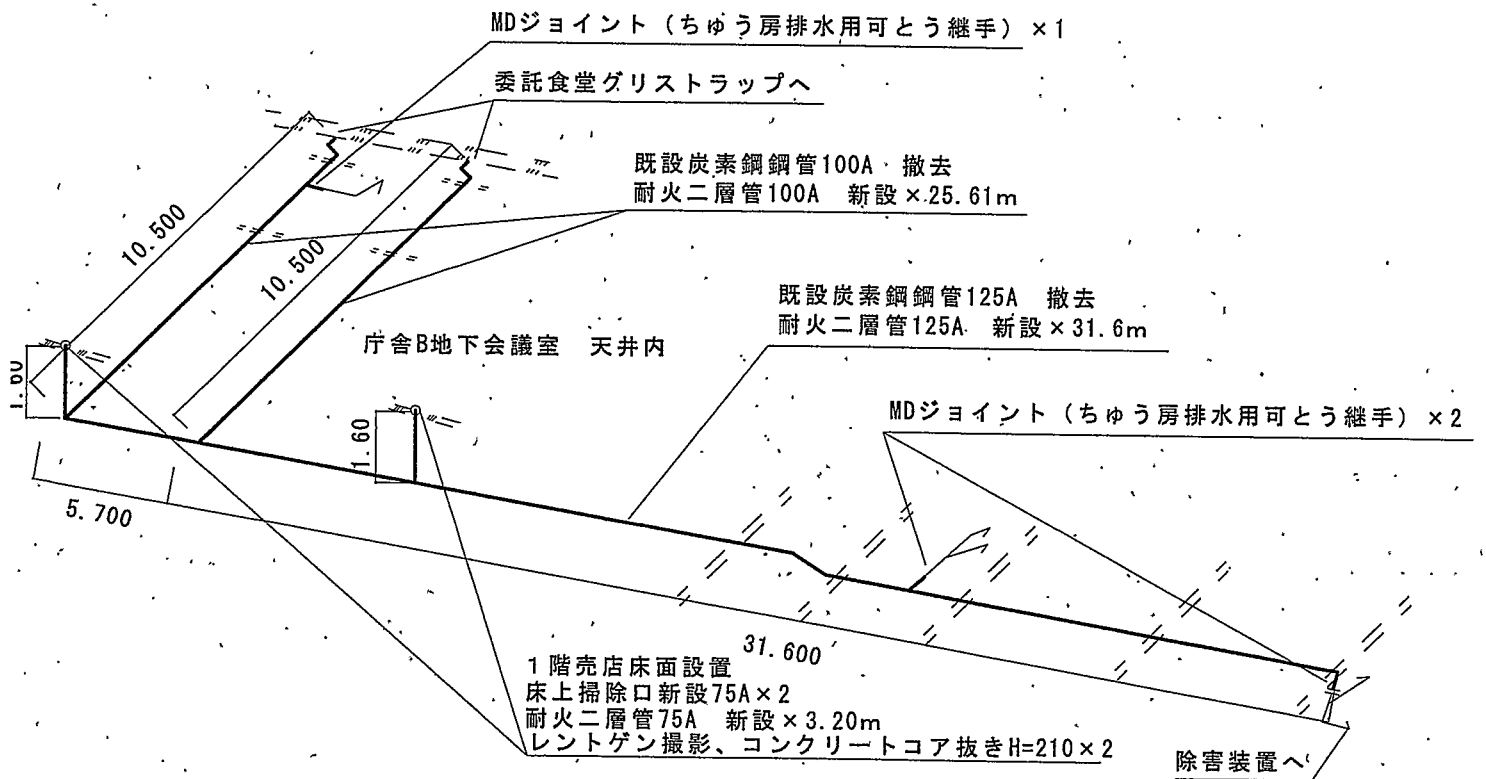
庁舎B南棟地下会議室 平面図 S=1/200



庁舎B地下会議室 平面図 S=1/200



庁舎B南棟地下会議室 平面図 S=1/500



※天井ボード取外復旧が必要な箇所は、契約の相手方者側にて行うこと。  
 区画貫通部は、既設の開口部を利用  
 その他継手類等は、契約者側にて必要数施工すること。

更新配管 寸法図